

達 示 第 7 号
令和3年3月17日

札幌刑務所長 平 澤 由 行

「死刑確定者処遇規程」の一部改正について
標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。
なお、令和2年2月26日付け達示第3号「「死刑確定者処遇規程」の一部改正
について」は廃止する。

死刑確定者処遇規程

[平成19年11月1日達示第50号]

改正 平成19年12月 3日達示第52号
平成22年 6月29日達示第12号
平成27年 7月27日達示第13号
令和 2年 2月26日達示第 3号
令和 3年 3月17日達示第 7号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者（以下「確定者」という。）の拘禁の確保と心情の安定を図り、もって、処遇の適正を期することを目的とする。

(根拠規程)

第2条 確定者の処遇については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）等の関係法令及び別に定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(運用)

第3条 この規程は、死刑判決の確定通知書が送達され、当該本人に確定を言い渡した日の翌日から適用する。

(確定の言渡し等)

第4条 死刑判決確定の言渡しは、所長の指定する職員が行う。

第2章 確定時の調査等

(外部交通の相手方の届出)

第5条 確定者の面会及び信書の発受の許否判断を円滑に行うため、刑の確定後及び必要と認める都度、「外部交通に関する申告書（以下「申告書」という。）」（別紙1）により、面会の申出をすることが予想される者及び信書の発受をすることが予想される者について届け出るよう求めるものとする。

2 確定者から「申告書」の提出があったときは、その都度視察表をもって報告を行い、身分帳簿等に編てつして保管するとともに、その写しを、書信、面会、処遇、領置、受付の各係に配付するものとする。

(申立書)

第6条 刑の確定後、速やかに遺骨及び遺留金品の処理等に係る「申立書」（別紙2）を提出させ、刑の執行に関する意向を確認する。ただし、「申立書」を提出させる際には、これが確定的なものではなく、提出後事情が変わったときは、その内容を変更できる旨を告知するものとする。

- 2 意向確認の際に、その全部又は一部について、保留した場合は、その後適宜の時期にその意向を再確認するものとする。
- 3 確定者から「申立書」の全部又は一部を変更したい旨の願い出があった場合は、その都度面接を実施して意向を確認するものとする。
- 4 確定者から「申立書」の提出があったときは、視察表をもって報告を行い、身分帳簿に編てつして保管するものとする。

第3章 一般処遇

(処遇の態様)

第7条 確定者の処遇は、運動、入浴、面会、健康診断、診察その他居室において行うことが困難なものを除き、昼夜、居室において行うものとする。

- 2 前項の処遇及びこれに伴う連行は、原則として単独で実施するものとする。
- 3 確定者の居室は単独室とし、おおむね██████ごとに転室させるものとする。
- 4 確定者を收容する居室は、支所長の了承を得た上で、確定者を所管する処遇部門の統括矯正処遇官（以下「統括」という。）が指定することができる。

(收容の確保等)

第8条 確定者の身柄確保の万全を期すため、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 動静視察は、頻繁かつ綿密に行い、事故の防止に努めなければならない。
- (2) 居室の検査は、別途計画する。
なお、検査終了後は、原状に復すように配慮する。
- (3) 居室の出入りに際しては、必ず衣体検査を行うものとする。
- (4) 居室の開扉及び居室外へ連行する際は、逃走、自殺、暴行等の事故防止に備え、必要な職員を付するものとする。
- (5) 居室外へ連行する際は、統括又はその代理者の指示を受けるものとする。
- (6) 夜間又は休日に、診察や調査等のため居室外へ連行する必要がある場合には、監督当直者に報告し、その指示を受けるものとする。

(自己契約作業)

第9条 確定者には、自己契約作業について、援助を与えるものとする。

- 2 前項により援助を与える場合には、実施させる自己契約作業の内容、当該確定者の心身の状況、反則行為の有無及びその内容並びに当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれの有無等をしん酌し、決定するものとする。
- 3 作業により得た報酬は領置金に組み込み、使用を許可するものとする。
- 4 自己契約作業を希望する者には、「自己契約作業許可願」（別紙3）を提出させるものとする。
- 5 自己契約作業を許すときは、統括が視察表をもって、その許否判定を仰ぐものとする。

(奉仕活動)

第10条 確定者には、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障のない範囲において、点訳その他の奉仕活動を許可することができる。

(教誨)

第11条 確定者には、教誨を受けることを奨励するものとする。

2 教誨は、個人教誨とし、当所教誨師会に所属する教誨師の中から確定者の希望する宗派について行うものとする。

3 教誨は、原則として教誨室において行い、教誨師から要請があった場合その他特に必要と認める場合には、統括の指示を受けた職員による立会いを行うものとする。

なお、立会職員を付さない場合においては、職員を教誨場所付近に待機させるなど、緊急事態に即応できる体制を執るものとする。

4 教誨を実施したときは、その要旨を「死刑確定者教誨記録簿」(別紙4)に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(礼拝・祈とう)

第12条 確定者には、管理運営上支障のない範囲で、居室において礼拝又は祈とうを行わせることができる。

(礼拝用具等)

第13条 確定者には、数珠、ロザリオ等、信仰上必要と認められるもので、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障のおそれのないものに限り使用を許可することができる。

(助言、指導)

第14条 確定者の処遇に当たっては、日常生活を平常心で過ごすことができるよう助言、指導に努めなければならない。

2 処遇部門の監督者は、確定者に精神的煩悶などが認められたときには、臨機に面接を実施し、適切な助言、指導を行うものとする。

3 毎月1回以上、統括又は指定した職員が面接を実施し、その心情把握と適切な助言、指導を行うものとする。

4 前2項及び3項の面接を実施したときは、その要旨を「死刑確定者面接記録簿」(別紙5)に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(篤志面接委員による面接指導)

第15条 確定者には、当所篤志面接委員会に所属する篤志面接委員による身上相談や法律相談のほか、趣味、教養又は精神的煩悶事項等についての助言、指導を受けることを奨励するものとする。

2 篤志面接委員による面接は、個別に指定した場所で行い、篤志面接委員から要請があった場合その他特に必要と認める場合には、統括の指示を受けた職員による立会いを行うものとする。

なお、立会職員を付さない場合においては、職員を面接場所付近に待機させるなど、緊急事態に即応できる体制を執るものとする。

3 前項の面接を実施したときは、その要旨を「死刑確定者篤志面接記録簿」(別紙6)に記載し、所長の決裁を受けるものとする。

(書籍等の閲覧)

第16条 確定者が閲覧を希望する自弁の書籍等については、これを閲覧することにより、規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある場合を除き、禁止しないものとする。

2 確定者には、備付けの日刊通常新聞紙を閲読させる。ただし、日刊通常新聞紙を自弁購入している場合はこの限りではない。

(視聴覚支援)

第17条 確定者には、その心情安定に資するため、居室内において映画等のビデオを視聴させることができる。視聴させる映画等は、性別及び視聴傾向等を勘案し、支所長が別に定める。

2 ビデオの視聴方法、回数、視聴時間等は別途計画する。

(心情安定のための措置)

第18条 確定者には、心情安定に資するため、次のものを居室内において所持又は使用することを許可することができる。

(1) 生花、造花及び花瓶

自弁購入品に限り許可する。ただし、花瓶は貸与することができる。

(2) 書道、仏画等の道具

自弁購入品に限り許可する。

(3) 墨画及び絵画

自弁購入品に限り許可する。

(4) 囲碁、将棋等の用具

必要により貸与することができる。

2 前項各号に定める物品は、管理運営上支障のないものに限るものとする。また、貸与物品については、適宜検査等の必要な措置を行うものとする。

3 心情安定に資するため、短歌、俳句、書道、仏画等の指導を行うことができる。

4 前項の指導に当たっては、適当な指導者を選び、所長が委嘱する。

(甘味品等の購入)

第19条 確定者には、管理運営上支障のない範囲で、購入を許可する菓子及び果物等の品目を増加することができる。

(無料洗濯)

第20条 確定者から下着(シャツ、パンツ、靴下、メリヤス)以外の自弁衣類の洗濯の願い出があった場合、交付する適当な者がいないなど、事情やむを得ないと認めるときは、施設において無料で洗濯を行うことができる。

2 確定者から自弁寝具の洗濯の願い出があった場合、交付する適当な者がいないなど、事情やむを得ないと認められるときは、施設において洗濯が可能な毛

布及びタオルケット等に限る。無料で洗濯を行うことができる。

- 3 確定者から自弁衣類及び寝具について、補修の願い出があった場合、交付する適当な者がいないなど、事情やむを得ないと認められるときは、施設において補修可能なもの限り、それを許可することができる。

(運動)

第21条 確定者の運動は、降雪、降雨など、やむを得ない場合を除いて、極力戸外で実施する。

- 2 運動の実施及び連行は単独とし、連行時間を除き30分以内、指定した場所において実施する。

なお、特に必要と認められる場合は、運動時間を1時間以内に伸長することができる。

- 3 運動用具として、縄跳び、輪投げ等の運動用具を使用させることができる。
- 4 運動実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(入浴)

第22条 確定者の入浴実施及び連行は単独とし、連行時間を除き15分以内、単独入浴場において実施する。

- 2 女子確定者は、洗髪時間を含めて20分以内、単独入浴湯において実施する。
- 3 入浴実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(調髪等)

第23条 男子確定者の調髪はおおむね2月ごとに1回、女子確定者の調髪はおおむね3月ごとに1回、適宜の場所で行うものとする。

- 2 髪型は、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令（平成18年5月23日付け法務省矯医訓第3293号大臣訓令）による。

ただし、部外者による有料理髪は実施しない。

- 3 ひげそりは、原則として貸与又は自弁の電気カミソリを使用して実施させる。
- 4 電気カミソリは、居室担当職員が保管し、原則として週3回以内、居室内又は適当な場所において、使用させる。
- 5 T字型安全カミソリを使用させる場合には、入浴日に、入浴場において、対面式戒護により実施させる。
- 6 女子確定者には、月1回、対面式戒護により顔そりを許可する。
- 7 ひげそり実施中は、特に視察を頻繁かつ綿密に行い事故の防止に努めなければならない。

(診察)

第24条 確定者の診察は、居室又は医務課診察室若しくは本所医務部において単独で行う。

- 2 診察を行うときは、他の被収容者と分離して行うほか、医務課又は本所医務

部職員及びその他の戒護職員 2 名以上の立会の下に行うものとする。

(外部交通の相手方等)

第 25 条 確定者には、次に掲げる者と面会し、信書の発受を許可するものとする。

(1) 法第 120 条に該当する面会又は法第 139 条に該当する信書

(2) 第 5 条 (外部交通の相手方の届出) の申告により外部交通を認めた者

2 確定者に送付された信書のうち、受信を許さない信書は別途保管するものとする。

(面会の回数等)

第 26 条 確定者の面会は、原則として 1 日 1 回とし、同時に面会できる人数は 3 人までとする。

2 面会時間は、30 分を下回らない範囲で実施するが、面会の申出状況、その他の事情に鑑み、面会時間を制限する場合における面会時間は 5 分を下回ってはならない。

(面会の立会)

第 27 条 確定者の面会の立会は、支所長が指名した職員が行うものとする。

ただし、訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、立会をさせないことが相当と認められる場合は、職員の立会を付さないことができる。

(面会の一時停止等)

第 28 条 確定者の面会の際、その行為や会話の内容が関係法令に抵触する場合には、立会職員はその行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。

(信書の検査)

第 29 条 信書の内容が関係法令に抵触する場合には、その発信を差止め又はその部分を抹消又は削除することができる。

その他検査、内容による差止め等については、法第 141 条の規定に基づき処理するものとする。

(書信の発信申請回数等)

第 30 条 確定者の発信申請回数は、原則として 1 日 2 通までとし、1 通の便箋枚数は 7 枚以内とする。

2 発受信書の検査は、支所長が指名した職員が行うものとする。

(差入れ)

第 31 条 確定者に対し、現金若しくは切手、又は自弁により使用し、若しくは撰取することができることとされている物品が差し入れされた場合において、差入人が非外部交通許可方針者であっても、次のいずれかに該当する場合を除き、差入れを許すものとする。

ただし、他の被収容者同様、その差入れが法第 51 条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第 21 条による制限 (物品の種類ごとの数量の制限及び施設長が定める種類のものについて指定業者から購入するものに限ること)

に抵触するときは、これを許さないものとする。

- (1) 差入物に何らかの意思や事実等の記載があり、外部交通の制限を潜脱していると認められるとき。
- (2) 法第46条1項1号に規定する「刑事施設の規律及び秩序を害するおそれ」があると認められる相手方からの差入れであるとき。また、法第46条1項4号に規定する「差入人の氏名が不明な場合」であるとき。
- (3) 当該確定者の状況、差入人との関係、その他の外部交通の状況等から、その差入れを認めること自体が外部交通の制限を潜脱していると認められるとき。
- (4) 差入物が書籍等に該当するとき。

2 差入れに伴う、いわゆる礼状発信については、裁量により許すこととする。この場合において、(例えば現金及び切手の差入れの場合に限るなど)物品ごとに取扱いの差異を設けないこととする。

3 自弁により使用できず、若しくは摂取することができない物品が郵送で差し入れされた場合は、別に定める要領により処理するものとする。

(他の者への交付)

第32条 確定者が、保管私物又は領置されている金品について、他の者への交付(宅下げ)を申請した場合には、原則として、その者との外部交通が許可されているときに限り、これを許すものとする。

(その他)

第33条 この達示に定めのない事項は、関係法令や他の達示・指示等に特別の定めがない場合には、その性質に反しない限り、未決拘禁者と同様の取扱いとする。

別紙 2

年 月 日

札幌 刑務所長 殿

番 号 第 番

氏名 (自署)

(指印不要)

意向確認者 (官職・氏名)

印

申 立 書

私の刑が確定したことに伴い、次のとおり申し立てしますので配慮願います。

1 刑執行時の連絡先 (次の者に連絡願います。)

.....

.....

.....

.....

.....

2 遺骨 (次の者に交付願います。)

.....

.....

.....

.....

3 領置金及び自己契約作業の報酬残額について

(1) 次の者に交付願います。

(2) 一切を貴所にお任せします。

4 領置物について

(1) 次の者に交付願います。

(2) 全部廃棄してください。

(3) 一切を貴所にお任せします。

5 刑執行に備え、言い遺しておきたいことについて

6 刑執行時の宗教教誨について

希望する。

次の教誨師の方をお願いします。

第一希望 宗 (教) 派

第二希望 宗 (教) 派

希望しない。

【意見】 (この欄は職員が記載するので記入しないでください。)

別紙 3

札幌刑務所長 殿

自己契約作業許可願

私は、下記の事項を遵守しますので自己契約作業を許可願います。

記

- 1 指定された作業に就き、まじめに働き、その作業を嫌ったり正当な理由なく中止を願い出たりしません。
- 2 所内の規律に従い作業上の心得を守ります。
- 3 作業材料、製品は丁寧に取扱い、故意に破損又は汚損等いたしません。

年 月 日

番 号 第 番

氏 名 (自署)

別紙 5

死 刑 確 定 者 面 接 記 録 簿

所 長	総務部長	支所長	次 長	首 席	統 括	主 任	係
面接年月日		面接場所	面接時間		被面接者	面接実施者	
年	月	日	調査室	自 : 至 :	第 番		
健康状況について							
外部交通について							
再審等について							
関心事等について							
要望事項等について							
所 見							
そ の 他							

